平成２６年（フ）第１５号
兵庫県西宮市名塩南台２丁目16番地２
債務者　水上　光子
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第３５号
兵庫県西宮市江上町４番11―307号、前住所兵庫県伊丹市中野東１丁目92番地
債務者　川井　盛史
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第６１号
兵庫県尼崎市西昆陽３丁目32番６―301号
債務者　鈴東　美輝
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第６９号
兵庫県西宮市大谷町７番９―405号
債務者　杉本　悠介
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第８８号
兵庫県尼崎市上坂部１丁目３番28―502号
債務者　田住　貴洋
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第２８号
北九州市八幡東区春の町３丁目３番12号
債務者　稲田　雅則
1　決定年月日時　平成26年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第３６号
北九州市小倉南区上吉田６丁目６番32号、住民票上の住所北九州市小倉北区三郎丸２丁目10番31―501号
債務者　清家　　明
1　決定年月日時　平成26年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第５２号
北九州市小倉北区上富野４丁目６番11―101号
債務者　栗原　貴子
1　決定年月日時　平成26年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第２５号
佐賀県鹿島市大字中村1675番地２　ローズライラックＡ棟102号
債務者　森岡美津子
1　決定年月日時　平成26年２月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月１日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２６年（フ）第１２号
福島県郡山市希望ヶ丘27番５号　市営住宅１―７―606
債務者　太田　佳子
1　決定年月日時　平成26年２月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２６年（フ）第１４号
福島県郡山市日和田町字三本松78番地　市営住宅77―２―１―22
債務者　渡辺由紀子
1　決定年月日時　平成26年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２５年（フ）第２２３１号
愛知県北名古屋市六ツ師松葉58番地４
債務者　比嘉沙也華
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１１４号
名古屋市名東区高針台１丁目712番地　サンパーク大鐘Ⅱ407号
債務者　工藤　敬史
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１１５号
名古屋市名東区高針台１丁目712番地　サンパーク大鐘Ⅱ407号
債務者　工藤　紗代
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１５３号
愛知県弥富市鰭ケ地１丁目59番地
債務者　橋尾　幸正
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第９１０号
神戸市灘区城内通２丁目３番10号　プリンスパーク407号
債務者　山下　治子
1　決定年月日時　平成26年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７７号
神戸市兵庫区松原通４丁目４番18―409号、従前の住所神戸市西区押部谷町栄278番地の１
債務者　明誠機工こと　溝口　光明
1　決定年月日時　平成26年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

第明三治三十五種郵便物認可